令和４年度６次産業内製化支援事業（要望調査要領）

１　目的

農林漁業者による６次産業化商品は、全ての工程を農林漁業者自らの加工施設、

又は工程の一部を専門事業者に委託して製造しているが、近年では新型コロナウイ

ルス感染症の感染拡大や原油価格高騰の影響を受け、商品製造に必要な各種資材費

や動力光熱費、外注先の専門事業者に対する製造委託費等のコストが増加傾向であり、

６次産業化に取り組む農林漁業者の経営を圧迫している。

そのため、６次産業化商品の製造において、委託製造工程の内製化（自家製造）

を図ることにより、経営コスト削減と新型コロナウイルス感染症に対するリスクヘ

ッジを図るとともに、自由な発想による試作が容易になることによる新商品開発等

の前向きな取り組みや、お取り寄せ需要の取り込みによる所得向上に繋げる。

２　事業実施主体

　　　愛媛県内に在住し、愛媛県内において農林水産業を営む農林漁業者およびこれに該

当する農林漁業者を主要な構成員とする団体

３　補助事業の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 要件 | 補助率 |
| ６次産業化に取り組む県内農林漁業者等に対し、６次産業化商品の製造工程のうち委託している部分を内製化するために必要な設備・機械の購入に要する経費を支援（ただし、施設整備費は含まない） | ・導入する設備・機械を活用して製造する６次産業化商品は既に事業実施主体自らが販売していること・導入する設備・機械は既に自らが販売している６次産業化商品の製造工程のうち有償で外部に製造を委託している工程を内製化するものであること・原材料となる農林水産物は主に事業実施主体自らが生産したものであること（系統出荷された農林水産物は対象外） | 補助対象経費の1/2以内(補助上限額　　：6,000千円) |

４　留意事項

　　　○令和５年２月末までに補助対象設備等の設置が完了し、かつ、領収書等により支

払事実の証明ができること（補助金の入金は事業完了確認後となる点、注意する

こと）

　　　○消費税課税事業者（簡易課税制度適用事業者除く）は、消費税額を除外した額を

補助対象事業費とすること

○要望する取組みについて他の補助金を重複して利用しないこと

　　　○事業実施主体については、以下の要件を満たすこと

・県税の未納がない者（団体の場合は全ての構成員）

・愛媛県の「ろくじすとクラブ」に登録している、もしくは登録する者

○要望調査表の様式に記載している添付資料を漏れなく添付すること

５　要望の提出について

　（１）提出書類

　　　令和４年度６次産業内製化支援事業【要望調査表】

※要望調査表に記載する添付資料含む

（２）提出先

　　　　愛媛県農林水産部農政企画局農政課６次産業化推進グループ

　　　　　※下記問い合わせ先への郵送もしくは持参、またはメール提出も可

（３）要望提出期限

　　　　　令和４年６月22日（水）～７月22日（金）17時（必着）

　（４）要望調査表等の掲載先

　　　　　県庁ＨＰの下記ＵＲＬに掲載しております。

　　　　<http://www.pref.ehime.jp/h35100/6jisangyou.html>

６　配分結果の通知

　　　要望のあった全ての事業者に文書でお知らせします。

７　事業完了後の報告義務

補助金の交付年度終了後の３年間（令和５～７年度）、各年度における補助事業の成

果について報告していただきます(ただし、令和４年度内に販売を開始した場合は、令

和４年度分も報告していただきます）。

８　問い合わせ先

　　〒790-8570　松山市一番町四丁目４番地２

　　愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課 ６次産業化推進グループ（平野、重松）

TEL：089-912-2514　 E-mail：hirano-masato@pref.ehime.lg.jp